

# 利用のまえに

## 1. 調査の概要

### (1) 調査の目的

工業統計調査は、全国の製造業に属する事業所を全数調査するもので、生産のために使用された生産要素及び生産活動の成果等について調査し、製造業の実態を構造的に把握して生産活動に関する基本的資料を提供するものである。

### (2) 調査の根拠

この調査は、統計法に基づく指定統計第10号として、工業統計調査規則によって行われた。

### (3) 調査の期日

平成16年12月31日現在で実施した。

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類F - 製造業」に属する事業所（国及び公共企業体に属するものを除く）について定める。ただし、特定年次（四暦年号末尾0、3、5、8年）以外においては、

従業者3人以下の事業所は乙調査の対象から除外した。

### (5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」により、申告者が自ら記入する自計申告によって行われた。

## 2. 用語の定義

### (1) 事業所

平成16年12月31日現在で、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などといわれるような、主として製造卸および加工を行っている事業所をいう。

### (2) 従業者

平成16年12月31日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者をいう。

### (3) 現金給与総額

平成16年1年間の常用労働者に対する基本給、諸手当及び特別に支払われた給与の額とその他の給与額の総額である。

### (4) 原材料使用額等

平成16年1年間における原材料、燃料、電力使用額及び委託生産費の総額である。

(5) 製造品出荷額等

平成16年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びくず・廃物、その他収入額の総額である。

(6) 在庫額

平成16年の年初、年末における製造品、原材料及び燃料並びに半製品及び仕掛品の総額である。

(7)有形固定資産

平成16年1年間における有形の財産(建物、構築物、機械、各種運搬具及び・土地等の年初現在高、取得額、除去額及び減価償却額である。

(8)常用労働者毎月末現在総数

平成16年1月から12月の常用労働者毎月末現在数の総数である。

3. 集計項目の計算式

(1)生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末価額 - 半製品・仕掛品年初価額)

(2)付加価値額 = 生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額  
10～29人の事業所は

付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

(3)粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

(4)原材料率 =  $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(5)付加価値率 =  $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(6)現金給与率 =  $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(7)有形固定資産投資総額 = 取得額(新規 + 中古) + 建設仮勘定の増減額(増 - 減)

(8)設備投資総額 = 資産の取得額 + 建設仮勘定の増減額(増 - 減)

(9)設備投資純増額 = 設備投資総額 - 除去額

(10)1事業所当たり製造品出荷額等 =  $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

(11)従業者1人当たり製造品出荷額等 =  $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$

(12)常用労働者1人当たり現金給与総額 =  $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数}}$

(13)1事業所当たり及び従業者1人当たり付加価値額は、前記(10)、(11)の式の分子を付加価値額に置き換えて計算

#### 4 . 利用上の注意

- (1)この結果表は、浜松市浜北総合事務所管内分をとりまとめたものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

(2)構成比は端数四捨五入のため合計が100%にならない場合がある。

(3)表中の符号の用い方は、次のとおりである。

「 - 」 皆無、または該当のないもの

「 ... 」 事実不詳または不明なもの

「 0 」 単位に満たないもの

「 」 マイナスのもの

「 × 」 該当数字は、個々の秘密保持のため表示をひかえたもの

## 5 . 産業中分類

産業中分類のおもな製造・加工品を例示すれば次のとおりである。

09 食 料 品 ... 肉製品、乳製品、その他の水産食料品、しょう油、パン、菓子、めん類、豆腐・油揚げなど

10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 ... 清涼飲料、清酒、製茶、たばこ、配合飼料など

11 織 維 工 業 ... 製糸、綿・化学繊維紡績糸、綿・スフ織物、毛織物など

12 衣服・その他の繊維製品 ... 男子・少年服、女子・少女服、寝具など

13 木 材 ・ 木 製 品 ... 一般製材、単板、造作材、集成材、木材チップ、合板など

14 家 具 ・ 装 備 品 ... 家具、建具、マットレス・組スプリング、事務所・店舗用装備品など

15 パルプ・紙・紙加工品 ... パルプ、壁紙・ふすま紙、ダンボール箱、紙器など

16 印 刷 ・ 同 関 連 品 ... 印刷物、製版、製本など

⑰ 化 学 工 業 製 品 ... 複合肥料、プラスチック、合成ゴム、その他の有機化学工業製品など

⑱ 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 ... 石油精製品、コークス、舗装材料など

19 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 ... プラスチック製板・棒・管・継手、プラスチックフィルムなど

20 ゴ ム 製 品 ... タイヤ・チューブ、工業用ゴム製品、その他のゴム製品など

21 なめし革・同製品・毛皮 ... なめし革、工業用革製品、革製履物、かばん、袋物など

22 窯 業 ・ 土 石 製 品 ... 粘土瓦、コンクリート、ガラス製品、碎石、鋳型など

⑳ 鉄 鋼 ... 製鋼・圧延、鋳鉄物など

㉑ 非 鉄 金 属 ... 非鉄金属鋳物、電線・ケーブルなど

㉒ 金 属 製 品 ... 機械刃物、手引のこぎり・のこ刃、建設用金属製品、製缶板金、金属プレス製品、ボルト・ナットなど

㉓ 一 般 機 械 器 具 ... 農業用機械、木工機械、機械工具、金属工作機械、金型など

㉔ 電 気 機 械 器 具 ... 発電機、内燃機関電装品、民生用電気機械器具、ビデオ機器、医療用電子応用装置など

㉕ 情 報 通 信 機 械 器 具 ... 有線・無線通信機械器具、ラジオ・テレビジョン受信機、電気音響機械器具、電子計算機、パーソナルコンピュータ、印刷装置など

㉖ 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ... 電子管、半導体素子、抵抗器・コンデンサ、音響部品、コネクタ・スイッチ、その他の電子部品など

③⑩ 輸 送 用 機 械 器 具 ... 自動車、自動車部分品・附属品、産業用運搬車両など

③⑪ 精 密 機 械 器 具 ... 精密測定器、医療用機械器具、計量器・測定器、写真機など

32 そ の 他 ... 貴金属、ピアノ、その他の楽器・同部品、運動用具、漆器、畳、  
ユニット住宅など

注) 平成14年調査から商品分類番号改訂。 印は重化学工業



